

公益社団法人日本眼科医会が作成した、子供の目の健康を守るための啓発資料についてお知らせします。各学校において適宜御活用ください。

事務連絡
令和3年9月7日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

公益社団法人日本眼科医会が作成した子供の目の健康を
守るための啓発資料について（情報提供）

文部科学省では、Society5.0時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から「GIGAスクール構想」を推進しています。ICTの活用に当たっては、子供たちの健康面に配慮することが重要であることを踏まえ、これまでも「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」（令和3年3月12日付け2文科初第1962号）において、「ICTの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」を示したほか、本年4月9日には、端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットを周知してきたところです。

このたび、公益社団法人日本眼科医会において、子供の目の健康を守るための啓発資料を作成していただきました。この資料は、デジタル端末を使用する際の留意点を、キャラクターを交えながら子供たちに伝えるものとなっています。啓発資料については、日本眼科医会ホームページに掲載されていますので、必要に応じ、各学校において御活用いただけるよう情報提供します。

以上について、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知されるようお願いします。

○ 日本眼科医会ホームページ（子どもの目・啓発コンテンツ）

https://www.gankaikai.or.jp/info/post_132.html



<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
03-5253-4111(内2918)